

●香川県告示第307号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

平成25年6月21日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 保安林の所在場所

小豆郡小豆島町福田字森滝乙81、乙110の1、乙110の2、乙110の3・乙110の4（以上2筆国有林）、字中道乙233、乙239の1、乙239の3、乙240、字シダ山乙326の1、乙327の1から乙327の5まで（以上5筆国有林）、乙328の1、乙328の3、乙330、乙333、乙336、乙344、乙348から乙351まで、乙352の2、乙353の1、乙354の2、乙354の4（国有林）、乙354の7、乙354の8（国有林）、乙356の2から乙356の5まで、乙358の2、乙359の2、乙360、字近谷乙367の1、乙367の3、乙367の4、乙368の3、乙369から乙371まで、乙372の1、乙372の2、乙373から乙377まで、乙379から乙382まで、乙400から乙408まで、乙409の2、乙409の4から乙409の7まで、乙410、乙411の1、乙411の6、乙412の1、乙412の6（国有林）、乙416の1、乙417、乙418の1、乙418の4・乙418の5（以上2筆国有林）、乙418の6、乙419、乙420、乙421の1、乙422の1、乙422の2、乙422の3から乙422の6まで（以上4筆国有林）、乙422の7、乙423、乙424、乙425の2、乙425の5、乙425の6、乙426、乙427の1、乙428から乙434まで、乙435の1、乙435の3、乙436の1、乙436の4、乙436の6から乙436の8まで（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、乙437の1、乙437の4・乙437の5（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、乙437の6から乙437の8まで、乙438の1、乙438の5（次の図に示す部分に限る。）、乙438の7、乙438の9、乙439から乙449まで、乙451の1、乙458、乙459の1、乙459の10（次の図に示す部分に限る。）、乙460の1、乙460の9（次の図に示す部分に限る。）、乙460の10、乙460の11（次の図に示す部分に限る。）、乙460の12、乙460の13、乙461の1、乙461の2（次の図に示す部分に限る。）、乙461の3、乙461の12、乙462の1、乙462の3、乙462の8、乙462の9、乙462の11（次の図に示す部分に限る。）、乙462の12、乙462の13、乙463の1から乙463の3まで、乙463の6、乙463の7（次の図に示す部分に限る。）、乙464の1、乙464の2、乙464の8、乙464の9、乙464の22、乙464の24（次の図に示す部分に限る。）、乙466、乙467、乙468の1、乙468の2（国有林）、乙469の1、乙469の2（国有林）、乙469の3、乙470の1、乙470の2（国有林）、乙470の3、乙471の1、乙471の2（国有林）、乙472の1、乙472の2（国有林）、乙472の3、乙473の1、乙473の2・乙473の3（以上2筆国有林）、乙474の1、乙474の2（国有林）、乙478の3（次の図に示す部分に限る。）、乙497の1、乙497の2（国有林）、乙498の1、乙498の2・乙498の3（以上2筆国有林）、乙500から乙502まで、字川空乙1136の1、乙1136の3（国有林）、乙1137の1、乙1137の3（国有林）、字竿ヶ原乙1144の1、乙1145の1、乙1145の5、乙1146の1、乙1146の5、乙1153の1、乙1153の2、乙1155の1、乙1163の1、乙1163の2、乙1167の1から乙1167の3まで、乙1167の6から乙1167の10まで、乙1167の12、乙1167の14から乙1167の16まで、乙1167の18、乙1168の1、乙1168の2、乙1168の5から乙1168の7まで、乙1169、乙1171、乙1172の2、乙1173の1、乙1173の2、乙1174、乙1175の1、乙1175の2、乙1176の1、乙1179から乙1181まで、乙1184から乙1187まで、乙1196の1、乙1197、乙1198の1、乙1198の2、乙1199の1、乙1202の1（次の図に示す部分に限る。）、

乙1202の5、吉田字川向乙83、乙84、乙85の1、乙85の2、乙86の1、乙87の1、乙87の3、乙87の4（国有林）、乙88の1、乙88の4、乙89の1、乙89の4、乙89の6、乙90の1、乙90の2、乙90の4、乙91の1、乙91の4、乙94の1、乙108の1、字家ノ上乙216、乙217、乙224、乙225、安田字諸口甲1541、字伴蔵甲1895の1、甲1895の2、木庄字大ハゲ乙124、乙126、乙128、乙132、乙134の1、字カリウト越乙141の1、乙144の1、乙145、字谷乙152の1から乙152の7まで、乙153の1、乙153の2、乙154

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 当該変更に係る指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

吉田字家ノ上乙216、乙217、乙224、乙225、安田字諸口甲1541、字伴蔵甲1895の1、甲1895の2、木庄字大ハゲ乙124、乙126、乙128、乙132、乙134の1、字カリウト越乙141の1、乙144の1、乙145、字谷乙152の1から乙152の7まで、乙153の1、乙153の2、乙154

イ その他の森林については、主伐は、択伐による。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を香川県環境森林部みどり保全課及び小豆島町農林水産課に備え置いて縦覧に供する。)